



古河市告示第 95 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

古河市長 針 谷



記

- 1 都市計画の種類  
古河都市計画 防火地域及び準防火地域
  
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
（1）準防火地域  
ア 削除する部分  
古河市 本町一丁目の一部
  
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
古河市都市建設部都市計画課

## 古河都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(古河市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

(古河市)

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 0.7ha	既指定地域：約 0.7ha
準 防 火 地 域	約 81.7ha	既指定地域：約 81.7ha 横山大山線沿道地区：約 632 m <sup>2</sup>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴う用途地域界との整合を図り、市街地における都市防災の観点から、本案のとおり準防火地域を変更するものである。



古河都市計画  
防火地域及び準防火地域の変更

計画図  
横山大山線沿道地区  
S=1/2, 500

凡例

- 今回新たに準防火地域界となる部分
- 今回準防火地域界から除外される部分
- 今回変更に係わらない部分
- ▨ 防火地域
- ▨ 準防火地域

- 用途地域
- 第一種低層住宅専用地域
  - 第二種低層住宅専用地域
  - 第一種中高層住宅専用地域
  - 第二種中高層住宅専用地域
  - 第一種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域

